

お詫びと訂正

弊社刊行の『最新 社会福祉士養成講座 2 高齢者福祉 第 2 版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2025 年 3 月 4 日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
82 頁	上から 2 行 目	<u>健康保険の保険証</u>	<u>医療保険加入者であることの確認</u>	2025/03/04 更新
90 頁	側注（介護 保険事業計 画） 上から 9～ 10 行目	p. <u>72</u> 参照	p. <u>76</u> 参照	2025/03/04 更新
92 頁	上から 3 行 目	<u>介護予防・生活支援サービス</u> 事業	<u>サービス・活動</u> 事業	2025/03/04 更新
92 頁	上から 11 行目	<u>介護予防・生活支援サービス</u>	<u>サービス・活動事業</u>	2025/03/04 更新
93 頁	図 4-5 右下			2025/03/04 更新

93 頁	表 4-8 右上	<table><tr><td colspan="2">表4-8 総合事業のサービス類型</td></tr><tr><td rowspan="5">訪問型サービス</td><td><u>既存の訪問介護サービス</u></td></tr><tr><td><u>基準緩和の訪問型サービス</u></td></tr><tr><td><u>住民主体の訪問型サービス</u></td></tr><tr><td><u>短期集中の訪問型サービス</u></td></tr><tr><td><u>移動支援の訪問型サービス</u></td></tr><tr><td rowspan="4">通所型サービス</td><td><u>既存の通所介護サービス</u></td></tr><tr><td><u>基準緩和の通所型サービス</u></td></tr><tr><td><u>住民主体の通所型サービス</u></td></tr><tr><td><u>短期集中の通所型サービス</u></td></tr></table>	表4-8 総合事業のサービス類型		訪問型サービス	<u>既存の訪問介護サービス</u>	<u>基準緩和の訪問型サービス</u>	<u>住民主体の訪問型サービス</u>	<u>短期集中の訪問型サービス</u>	<u>移動支援の訪問型サービス</u>	通所型サービス	<u>既存の通所介護サービス</u>	<u>基準緩和の通所型サービス</u>	<u>住民主体の通所型サービス</u>	<u>短期集中の通所型サービス</u>	<table><tr><td colspan="2">表4-8 総合事業のサービス類型</td></tr><tr><td rowspan="5">訪問型サービス</td><td><u>従前相当サービス</u></td></tr><tr><td><u>訪問型サービス・活動 A</u></td></tr><tr><td><u>訪問型サービス・活動 B</u></td></tr><tr><td><u>訪問型サービス・活動 C</u></td></tr><tr><td><u>訪問型サービス・活動 D</u></td></tr><tr><td rowspan="4">通所型サービス</td><td><u>従前相当サービス</u></td></tr><tr><td><u>通所型サービス・活動 A</u></td></tr><tr><td><u>通所型サービス・活動 B</u></td></tr><tr><td><u>通所型サービス・活動 C</u></td></tr></table>	表4-8 総合事業のサービス類型		訪問型サービス	<u>従前相当サービス</u>	<u>訪問型サービス・活動 A</u>	<u>訪問型サービス・活動 B</u>	<u>訪問型サービス・活動 C</u>	<u>訪問型サービス・活動 D</u>	通所型サービス	<u>従前相当サービス</u>	<u>通所型サービス・活動 A</u>	<u>通所型サービス・活動 B</u>	<u>通所型サービス・活動 C</u>	2025/03/04 更新
表4-8 総合事業のサービス類型																														
訪問型サービス	<u>既存の訪問介護サービス</u>																													
	<u>基準緩和の訪問型サービス</u>																													
	<u>住民主体の訪問型サービス</u>																													
	<u>短期集中の訪問型サービス</u>																													
	<u>移動支援の訪問型サービス</u>																													
通所型サービス	<u>既存の通所介護サービス</u>																													
	<u>基準緩和の通所型サービス</u>																													
	<u>住民主体の通所型サービス</u>																													
	<u>短期集中の通所型サービス</u>																													
表4-8 総合事業のサービス類型																														
訪問型サービス	<u>従前相当サービス</u>																													
	<u>訪問型サービス・活動 A</u>																													
	<u>訪問型サービス・活動 B</u>																													
	<u>訪問型サービス・活動 C</u>																													
	<u>訪問型サービス・活動 D</u>																													
通所型サービス	<u>従前相当サービス</u>																													
	<u>通所型サービス・活動 A</u>																													
	<u>通所型サービス・活動 B</u>																													
	<u>通所型サービス・活動 C</u>																													
96 頁	上から 8～9 行目	各 1 名の三職種が配置される（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）。	各 1 名の三職種が配置される <u>（2024（令和 6）年 4 月より、配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、三職種を地域の実情に応じて配置することが可能とされた）</u> （介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）。	2025/03/04 更新																										
96 頁	上から 14 行目	総合相談支援 <u>業務</u>	総合相談支援 <u>事業</u>	2025/03/04 更新																										
96 頁	上から 17 行目	権利擁護 <u>業務</u>	権利擁護 <u>事業</u>	2025/03/04 更新																										

96 頁	上 から 20 行目	包括的・継続的ケアマネジメント支援 <u>業務</u>	包括的・継続的ケアマネジメント支援 <u>事業</u>	2025/03/04 更新
96 頁	下から 1 行 目	<u>介護予防・生活支援サービス</u>	<u>サービス・活動事業</u>	2025/03/04 更新

97 頁の「表 4-11 地域包括支援センター業務・事業分類」を以下のように訂正させていただきます。

下線の部分が訂正箇所となります。

表4-11 地域包括支援センター業務・事業分類

事業内容	地域支援事業								介護保険	
	包括的支援事業				介護予防・日常生活支援総合事業		任意事業	一体的		指定介護予防支援事業（介護予防給付） *業務の一部を居宅介護支援事業者等に委託ができる
	総合相談支援事業 ↓ *業務の一部を居宅介護支援事業者等に委託ができる	権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	在宅医療・介護連携推進事業	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） ↓ *業務の一部を居宅介護支援事業者等に委託ができる	一般介護予防事業	介護給付等費用適正化事業	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	地域ケア会議の実施	
				生活支援体制整備事業			家族介護支援事業			
				認知症総合支援事業			その他の事業			
必須				市町村が委託可能	必須	市町村が委託可能	市町村が委託可能	必須	必須	必須
根拠法 介護保険法	法第115条の45第2項第1号	法第115条の45第2項第2号	法第115条の45第2項第3号	法第115条の45第2項第4号～第6号	法第115条の45第1項第1号二	法第115条の45第1項第2号	法第115条の45第3項	法第115条の46第7項	法第115条の48第1項	法第115条の22

注1：総合相談支援事業等を通じて把握した内容は、各事業の基盤となり、どの事業にも密接に関連しており複合的に対応していく。

注2：2024（令和6）年から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援の実施が可能となった。

注3：2024（令和6）年から総合相談支援事業の一部を指定居宅支援事業者等に委託可能となった。

出典：地域包括支援センター運営マニュアル検討委員会編『地域包括支援センター運営マニュアル 2訂』長寿社会開発センター，p. 51，2018. をもとに作成

2025/03/04

更新

97 頁	上から 1 行 目	<u>介護予防・生活支援サービス</u>	<u>サービス・活動事業</u>	2025/03/04 更新
97 頁	上から 5 行 目	総合相談支援 <u>業務</u>	総合相談支援 <u>事業</u>	2025/03/04 更新
105 頁の「表 4-13 福祉用具購入費で買える特定福祉用具」の 6（移動用リフトのつり具の部分）の下に、以下を追加いたします。				2025/03/04 更新
7	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る		
8	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの		
9	歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖に限る		
105 頁	下から 4～2 行目	<u>「固定用スロープ」「単点杖（松葉杖を除く）」「多点杖」「歩行器（歩行車を除く）」の四つ</u>	<u>「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」の三つ</u>	2025/03/04 更新
259 頁	下から 10～ 11 行目	<u>介護予防・生活支援サービス事業</u>	<u>サービス・活動事業</u>	2025/03/04 更新
263 頁	索引 右段上から 26 行目	<u>介護予防・生活支援サービス事業……92</u>	(削除)	2025/03/04 更新
264 頁	索引 中段下から	権利擁護 <u>業務</u> ……………96	権利擁護 <u>事業</u> ……………96	2025/03/04 更新

	21 行目			
265 頁	索引 左段下から 10 行目	サービス担当者会議……………212	<u>サービス・活動事業……………92</u> サービス担当者会議……………212	2025/03/04 更新
266 頁	索引 中段上から 15 行目	総合相談支援 <u>業務</u> ……………96	総合相談支援 <u>事業</u> ……………96	2025/03/04 更新
267 頁	索引 右段上から 23～24 行目	包括的・継続的ケアマネジメント支援 <u>業務</u> ……………96	包括的・継続的ケアマネジメント支援 <u>事業</u> ……………96	2025/03/04 更新